

※ 平成24年度審議内容について

1 平成24年度審議内容について

今年度は、アクションプラン9ページの「地域活性化に向け各地域で特に取り組む施策の方向性」の具体策について意見をまとめたと思います。

これは、次の3点によるものです。

① 第1回会議を踏まえて

第1回会議では新たな委員構成ということで、「地域審議会の役割」、「これまでの審議内容」及び「アクションプランや審議経過等に基づく意見交換」という形で、様々なご意見をいただきました。

意見の中で、総論的なものとして「神林地区のあるべき姿を議論していくこと」、「神林地区のより良い姿をこの審議会で検討していくこと」また「多くの意見を出しているのに、実際どうしていくか、具体的なことを話し合っていけばよいのではないか」という意見が出されたことを踏まえてであります。

② 他の地域審議会での審議内容

他の地域審議会では、第1回が神林地区よりも遅く開催され、アクションプランが決定され、この中で各地域をどのようにしていくかが話し合われました。

その結果、前段の具体策について審議していくとされました。

③ 後期計画で地域審議会提言の実現策が設けられたこと

7月に各地域の意見を基に、後期実施計画の中に地域審議会の提言を具体化する方策が盛り込まれたこと。

2 提言を具体化する方策の内容及び後期実施計画との関連について

① 提言を具体化する方策の内容

地区地域活性化推進事業企画書（別紙1）で説明

② ①の事業と後期実施計画との関連

（別紙2）で説明

(別紙 1)

(仮) ○○地区地域活性化推進事業企画書

1 事業の趣旨

「定住の里づくりアクションプラン」で示した施策の方向性の実現に向け、各地域審議会で提案する事業を、第1次村上市総合計画後期実施計画期間内に実施する。

2 事業の概要

- (1) 1地区50万円以内(予定)のソフト事業とする。
- (2) 事業期間は平成26年度から28年度の3か年で自由に活用できるものとし、単年度及び複数年度での実施、実施単位(地区、組織ごと)、事業数は問わないものとする。
- (3) 事業主体は市とし、(仮)○○地区地域活性化推進事業として予算計上し、自治振興課及び各支所地域振興課が担当する。
- (4) まちづくり交付金の別枠とするが、各まちづくり協議会の事業計画と重複しない事業とする。

3 事業化までのフロー

平成24年度	各地区地域審議会で意見整理 (第1次村上市総合計画後期実施計画に登載)
平成25年度	具体的な事業計画を立案し、地域審議会へ提案・審議 平成26年度当初予算要求(11月)
平成26～28年度	事業実施

4 その他

- (1) 他予算との合体施行の可否、支出科目の制限(営利目的など)等の詳細については別途定めるものとする。

(参考)

過去の地域審議会での審議状況

○平成20年度

- ・市総合計画に向けた各地域のまちづくりの基本的方向（合併市町村基本計画上のゾーニング）について [諮問：答申]

○平成21年度

- ・村上市における地域活性化の方向性について [意見書]
- ・合併市町村基本計画の進捗状況について

○平成22年度

- ・各地区地域まちづくり協議会設置に向けての意見 [意見書]
まちづくり協議会設置に係る区域設定について
まちづくり協議会への財政的支援の基本的考え方について
- ・合併市町村基本計画の進捗状況について

○平成23年度

- ・定住の里づくりアクションプラン（素案）について [諮問：答申]
- ・合併市町村基本計画の進捗状況について

地区地域活性化推進事業と後期実施計画との関連について

